



医療法人社団 弘恵会

整形外科内科 沢口医院

【厚生労働大臣の定める揭示事項】

① 当院は厚生労働大臣が定める基準に基づいて診療を行っている保険医療機関です。

② 医療情報取得加算について

当院ではマイナンバーカードを健康保険証として利用できる体制を整える事で、過去の受診歴・薬剤情報等を取得及び活用し、より良い医療の提供に努めています。

③ 医療 DX 推進体制整備加算について

当院ではオンライン資格確認を行う体制を有しています。医師が診療を実施する診察室において、オンライン資格確認等システムにより取得した診療情報等を活用して、診療を実施しています。

マイナンバーカードの健康保健利用を促進、電子処方箋の発行も導入しており、医療 DX を通じて質の高い医療を提供できるよう取り組んでいます。

④ 明細書発行体制等整備加算について

当院では医療の透明化や患者さまへの情報提供を積極的にしていく観点から、領収書発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しています。

※明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されるものですので、その点ご理解いただき、明細書発行を希望されない方は窓口までお申し出ください。

⑤ 一般名処方加算について

当院では後発医薬品の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組み等を実施しております。後発医薬品のある医薬品について、特定の医薬品を指定するのではなく、薬剤の成分をもとにした一般名処方を行う場合があります。

※一般名処方とは、お薬の有効成分をそのままお薬名として処方する事です。これにより、供給が不足した場合であっても、患者様に必要な医薬品が提供しやすくなります。